

会 議 録 (1)

会議の名称	令和5年度第2回桶川市総合教育会議			
開催日時	令和6年2月14日(水) (開会)午後2時 (閉会)午後3時25分			
開催場所	会議室303			
出席者構成員	小野克典(市長)、岩田 泉(教育長)、水村実男(教育長職務代理者) 西永和子、秋山節子			
欠席者構成員	青木健志、吉村史朗			
傍聴人数	1名			
事務局職員 職名及び氏名	企画財政部 教育部	企画調整課 教育総務課	学校支援課	学務課
会 議 事 項	議 題			
	1 議題	(1) 桶川市教育大綱の改定(案)について		
	2 報告事項	(1) いじめの状況報告について		
	決定事項等			
	1 議題	(1) 桶川市教育大綱の改定(案)について：審議終了		
配 布 資 料	第2回桶川市総合教育会議次第 議題(1)資料 報告事項資料			

会 議 録 (2)

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
事務局 市 長	<p>日程第1 あいさつ</p> <p>会議の開催にあたり、市長、教育長からあいさつをお願いしたい。</p> <p>1月1日に能登地方で地震が発生してから約1か月半が経過する。本市からも、避難所運営支援のため石川県七尾市へ職員1人を派遣した。今後は罹災証明書発行のため1人を派遣する予定である。埼玉県は七尾市担当であり県内63市町村による継続的な支援に職員を派遣する要請があり派遣した。桶川北本水道企業団からも給水の支援に向かう予定である。1日も早い復興を願う。</p> <p>また、東日本大震災に伴う原発の処理水放出の影響として、一部の国が日本からの水産物の輸入を禁止したことから、北海道森町と八雲町では学校給食のホタテを無償提供する活動があった。桶川市も一般社団法人日本海老協会へ申し、市内11校で3月5日と12日に分けて帆立を使ったクラムチャウダーを提供する。学校給食をとおして、東日本大震災、水産物の輸入禁止の経緯を説明し、食育と社会への関心をもてるよう取り組みを行う。</p> <p>さて、昨年11月の総合教育会議で御意見をいただいた桶川市教育大綱の改定案についてパブリック・コメントを実施したので、改めて御意見をいただきたい。</p> <p>また、この会議で、毎回、いじめの状況を報告し、情報共有させていただいている。いじめ根絶を目指すとともに、早期発見、早期解決を目指して取り組んでいきたい。よろしくをお願いしたい。</p>
教育長	<p>本日は、桶川の今後の教育行政を進める上でとても大切な桶川市教育大綱を論議していただく。市長部局でまとめていただいた第六次総合計画の教育の部分についてどうあるべきか考えたい。</p> <p>教育委員会新制度になって桶川市教育大綱を策定したが、その改定をしたい。パブリック・コメントの内容を検討、吟味して、その内容を取り入れるか否か御協議いただきたい。</p>
事務局	<p>最後にいじめの状況報告をする。忌憚のない御意見をお願いしたい。</p> <p>会議の進行は教育長をお願いしたい。</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
教育長 事務局	<p>日程第2 議題</p> <p>(1)「桶川市教育大綱の改定(案)について」事務局からの説明を求める。 (資料に基づき説明)</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1)全体の構成は、Ⅰ序論、Ⅱ教育大綱、Ⅲ教育振興基本計画、Ⅳ資料編とした。本日はⅡの教育大綱を中心に協議をお願いしたい。</p> <p>(2)は、前回会議の協議結果を反映して修正したものである。</p> <p>基本理念の説明文中「自ら学び、考え、判断し、行動する能力」を身に付けること」の部分に「コミュニケーション能力を養うこと」を追加し、「思いやり」の部分 は人や物と特定しないように修正した。</p> <p>基本方針1は、タイトルと説明文の整合のため文言を訂正した。</p> <p>基本方針6は、活動や施設に対する説明文をそれぞれ適切な表現に修正した。</p> <p>なお、パブリック・コメントは修正後の内容で実施した。</p> <p>2 協議事項</p> <p>資料は、本年1月10日から2月8日まで実施したパブリック・コメントの意見提出書から要約したものである。教育大綱と教育振興基本計画を合わせて4人から提出があり、そのうち教育大綱に係るものは1人からいただいた。</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <p>教育大綱は、本日の協議を経て市長決裁により決定する。現在、教育委員会が策定中の教育振興基本計画と合わせて1つにまとめて、第3回定例市議会の最終日に議会で報告し、4月1日の施行に向けて公表する予定である。</p>
教育長 構成員	<p>資料1の1(2)前回の会議以後、意見を反映した記載について質疑はあるか。</p> <p>質疑なし</p>
教育長	<p>質疑がないので(2)の協議は終結する。</p>
教育長	<p>次に、資料1の2協議事項は、パブリック・コメントで提出された意見への対応</p>

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
	方針についての内容である。まず、教育大綱の未達成の課題と達成度を明記すべきではないかとのコメントに対する質疑や意見はあるか。
構成員	大切だが、計画に明記するほうが妥当ではないか。
構成員	第6次総合計画の教育の部分について、教育大綱、教育振興基本計画、点検評価報告書へと結びついていくので、それぞれに必要な内容を入れれば良い。大綱に詳細を入れると下位にある計画や点検評価への反映が難しくなると考える。
構成員	大綱への記載は難しいと考える。
構成員	異議なし
構成員	序論と大綱はこの内容で十分である。
教育長	課題や達成度についての表記はしないことよろしいか。
構成員	了承
教育長	次に、序論の2（1）人口減少と少子高齢化について、本文で少子化に触れていないとのコメントに対する質疑や意見はあるか。
構成員	人口減少、少子化、高齢化を各2、3行の文章にしてコメントを取り入れたらどうか。少子化は出生率に触れたらどうか。
構成員	本文は修正せず、その代わりに本市の児童生徒数の推計のグラフが子どもの数の減少を示しているとは言えないのか。
構成員	教育分野の大綱なので、少子化は、出生率よりも学校教育に係る児童生徒数が減少していることを示すほうが的を射ている。本市の人口推計のグラフでは高齢化率は示しているが出生率は示していないが、出生率は減少しているのか。
事務局	全国の出生率 1.26 に対して桶川市の合計特殊出生率は 1.11 であり、緩やかに減少している。
構成員	出生率のグラフがあったほうが良い。
構成員	第6次総合計画で示した出生率を使い、各グラフと各文章を合わせると良い。
教育長	少子化に関する文章の追加と、グラフにもその内容を反映するようにコメントを取り入れるとして良いか。
構成員	了承

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
教育長	次に、「基本方針2」の中で「人権感覚」とシンプルに表現しているが「人としての尊厳と人権感覚」と修正してはどうかとのコメントに対する質疑や意見はあるか。
構成員	「人権感覚」の言葉を調べたところ、短い言葉だがその言葉に人としての尊厳も含まれていると感じた。
構成員	もっと丁寧に記載したほうが良い、というコメントだと考える。
構成員	かえって分かりにくくなるのではないか。
構成員	確かにシンプルだが、人としての尊厳という言葉抜き出すと違和感がある。
事務局	「人権感覚」という言葉は、文部科学省の人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]に定義されているがその内容も幅広く、「人権感覚」に「人としての尊厳」も包含されていると捉えて良いと考える。
構成員	現在は「人権感覚の育成に努める」という文章である。「尊厳の育成」という言葉の使い方は合わないと思うがどうか。
事務局	尊厳と育成はつながらないので「人としての尊厳を尊重し、子どもたちの発達段階に応じた…」ではないか。
構成員	「人としての尊厳」は、人権感覚の定義にある「人権が擁護され」にしっかりと含まれている。
教育長	人権や尊厳は生まれたらもっているもので、感覚は育てるものと考えます。 修正なしとして下位の計画でいじめについて触れることで良いか。
構成員	了承
教育長	次に、「多様性を認め合う社会の実現」とシンプルに表現しているため「ジェンダーの解消、国籍、障害、LGBTQ等、生活スタイルの多様性」など、具体的な記述のほうがわかりやすいのではないかとコメントについて質疑や意見はあるか。
構成員	多様性の内容は、ほかにもあるのではないかと。
構成員	書いたものに縛られるよりも広く包含する方が良い。
教育長	修正なしで良いか。
構成員	了承
教育長	次に、基本方針6の説明文に「地域の歴史や成り立ちについての研究や実検証の

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
	充実」などの文言を追加したほうが良いのではないかとコメントに対する質疑や意見はあるか。
構成員	「実検証」という言葉はあるか。「実証」と「検証」のことなのか。
構成員	「成り立ちについての研究」だけで良いのではないか。
構成員	冒頭を「地域の伝統文化や歴史や成り立ちについての研究を支援し、活性化を図る…」としたらどうか。
構成員	伝統文化と文化財は違う。
教育長	趣旨は含めることとし、文章は事務局で整理することとして良いか。
構成員	了承
教育長	最後に、「開かれた教育委員会」の方向性として、基本方針7の追加の検討を求めるとのコメントについて質疑や意見はあるか。
構成員	会議の傍聴に出席しても説明が聞けないなら委員会の内容が良くないと思うが、教育委員会は定例会を常に公開している。
構成員	提出者にとっては、開かれていないイメージがあるのか、そうではないが是非という気持ちでのコメントなのか分からないが、取り入れる必要はないと思う。
構成員	何をもって開かれた教育委員会というか。学校での不祥事も隠していない。
教育長	不祥事等があれば関係者がおり、公表により二次被害を受ける人がいないように考える必要があり軽々な公表はできないが、できる限りの公表はしている。
構成員	法等に基づいて公開しない場合もある。今の時点でできるものは公表している。
教育長	市も学校も、二次被害のないものや法令等でできないもの以外は公表している。
構成員	例えば、小学校でのいじめ案件を匿名で公表しても、ネットワークがあり時間が経てば「どこの小学校の件らしい」となってしまう。私たちが考えることは、現実にもそのような目にあっただ子どもの幸せであり、どう立ち直って大人になるまでの人生を生きていくかに光を当てていかななくてはいけない。全部公表することがその子のためにならないと思うことがある。保護者も先生も私たちがみんなで目指すことは、子どもの幸せだということをもっと大事にしたい。
	会議は公開されているが、守らなくてはいけないものもある。それは秘密にするというよりも、その子の未来のためということを酌んでいただけると良い。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
構成員	十分開かれていると思う。
構成員	いじめについては第三者委員会の調査結果も公表している。
構成員	給食の異物混入の件を思っただけのコメントなのだろうか。
構成員	公表すれば関心を集める部分はあるかもしれないが、きちんと除去されたものを提供している。子どもたちの口に入っていないものまで公表することは不信感が募り食育上も良くない。生活のなかでも異物混入には1件1件に様々な過程や状況がある。伝え方による。否定すべきこともある。
教育長	不安感をあおって信頼を低下されることにつながれば本末転倒である。
教育長	コメントは取り入れないことで良いか。
構成員	了承
教育長	このあとは最終的に市長決裁で決するので、修正等はお任せいただいて良いか。
構成員	了承
教育長	今後のスケジュールについては資料のとおりで良いか。
構成員	了承
教育長	以上で桶川市教育大綱についての協議を終結する。
日程第3 報告事項	
教育長	(1) いじめの状況報告について、事務局からの説明を求める。
事務局	(資料に基づき説明)
	いじめに関する調査は、国や県が行うものが年に3回あり、各年度の7月31日時点での「第1回生徒指導に関する調査」、12月31日時点での「第2回生徒指導に関する調査」、3月31日時点での「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」となっている。
	(1) 市内小・中学校すべての学校で認知している。
	(2) いじめの現在の状況として、令和3年度及び令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」で報告したいじめの認知件数を示している。解消数は7月31日時点の「第1回生徒指導に関する調査」で確認し

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
	<p>た数である。調査時点で解消していないものは、その後も各学校に継続的な支援・見届けを行うよう指導した。令和5年度は、12月31日時点で行った「第2回生徒指導に関する調査」で報告したいじめの認知件数である。解消数は12月31日時点のものである。</p> <p>解消している状態の定義は、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月経過し、被害者児童生徒が心身の苦痛を感じていないことである。認知してから3か月未満の件数は12月31日時点でいじめの行為は止んでいても解消数に入っていない。</p> <p>(3) いじめの認知件数の学年別の内訳は小学校の低学年が多い。3年生でピークを迎え学年が上がるに連れて減少する傾向がある。低学年で件数が多いのは、コミュニケーション能力の発達に課題があるからと捉えている。中学校でも学年が上がるに連れて減少する傾向が見られるが、嫌な思いを抱えていても大人に訴えにくい、相談しにくいという発達段階における特性が表れている可能性もある。</p> <p>文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校は「いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価し、逆に、いじめを認知していない学校は解消に向けた対策が取られず放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。</p> <p>桶川市では、今後もいじめの見逃しをなくし、早期発見・早期対応に努め、いじめの深刻化・長期化を防ぐ取組を継続していく。</p>
教育長	質疑や意見はあるか。
構成員	いじめの認知件数が少ない場合は、見えないところでいじめが進行し重大事態につながる傾向があるということなのか。
事務局	それも考えられる。いじめがないということは、潜在していることも想定して調べてほしいということでもある。
構成員	多いか少ないかだけで判断するのは違和感がある。その次のことを考える必要がある。
構成員	低学年では、悪口を言われた、友達から逃げられているような気がする、消しゴムを盗られたような気がする、などコミュニケーションが課題と思われる部分があり、認知件数が多いければ良いということではない。



議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
	いじめがないという状況が本当に目指す状況であり、子どもたちが人とのかかわり方を上手にできれば良いと考え、引き続き指導していきたい。
構成員	内容を分析し、そのような状況がなくなるよう修正していくことが大切である。
構成員	訴えがあったものの総数だけでなく、いじめではないと確認できたものとの差も示すと良い。
事務局	定義が、受けた側がいじめられたと感じたもの全てを含めることになっている。
構成員	解決できた件数も入れたらどうか。この資料では、対策ができていないことは伝わらない。
事務局	令和5年度は継続中で7月に新しい数値を出せる見込である。
構成員	43件を認知して42件が解決であれば、他1件はまだいじめの状況にあるように見える。
事務局	その1件は重大事態として調査中である。
構成員	資料の表記は、程度や内容による色分けなどの工夫が必要である。
教育長	いじめと感じたらいじめとする定義についての疑義が以前から起きている。大津市のいじめ案件から議員立法で作られた法律で10年後に見直す条件だったが見直しはされていない。少なかった認知件数が増えれば実態を調査しやすくなるという文部科学省の政策だと私は考えている。
	認知件数が増えていくことの調査だけでなく、発生場所や状況を分析して内容が分かる状態にすることにより、発生が多い時間帯や場所をよく見るなど教師がノウハウをもてるようにしないといけない。その調査はなく、それでは教師のスキルアップ図れない。加えて、子どもは「いじめはいけない」と教師から教えられるのではなく、子ども自身が感知してお互いに「いじめをやめよう」という考えにならない。昨年度からは、いじめ防止の活動報告が共有され始め今年度から全国的に広がると思われる。一步踏み込んだ対応をしなければいじめ問題を改善できない。
	認知件数が多いのは良いことではない。どうしたら減らせるのか教師や教育委員会が英知を絞らないといけない。全国的にそのアプローチが足りないと考えている。報告件数が増えることはあくまで政策であって絶対に減らさないといけない。
構成員	子どもたちの中でいじめをやめようという活動は、市内の学校でされているか。
教育長	市内でも行っている。

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 内 容
事務局	<p>一部を紹介する。計画委員の子どもが中心となって台本を考えて寸劇で子ども同士の活動場면을再現し、これはいじめかどうかの問題を出す。迷うような場面だが答えは全ていじめであるとなっていて考えさせる内容である。リモートで各クラスへ配信されている。</p> <p>ほかの学校では、全校集会でいじめ防止のスローガンを発表している。学校名を最初にしたスローガンを児童会等で作って体育館で発表し、いじめは駄目、一人一人が考えることが大事と考えるような取り組みがある。</p>
構成員	<p>とても多い件数が表れているが、ここに含まれないものが絶対にある。言ってくれないものは入れようがないが、それをどうしたら良いか。</p>
教育長	<p>低学年は表出しやすいが中学生は言ってこない。それを誰が対応するかとなると、教師あるいは保護者である。保護者には相談先などをお知らせしているが、いじめを受けている本人は保護者に話さないケースもある。大切なのは、その子どもを見る教師の目であり、数日の様子が違うなどを見つける力を育てることである。</p>
構成員	<p>子ども同士のいじめにはそれで対応できても、例えば先生と子ども間のことについては先生に話せないので、学校に第三者となる相談員がいることでとても救われる子はいると思う。</p>
教育長	<p>この人になら話せるという状態にならないと言えない。相談員には積極的に各学級を回って子どもとコミュニケーションをとってほしいと言っている。色々な手立てを紹介して取り組んでほしい。相談員の活動を色々な場でアピールしても良い。</p>
構成員	<p>先ほど紹介されたような活動を繰り返し行って、学校の文化、桶川市の文化として「いじめはいけない」としていくことは大切である。</p>
事務局	<p>資料記載の期間後に解消した事案もあることを報告とする。</p>
	<p>日程第4 その他</p>
教育長	<p>以上をもって、令和5年度第2回総合教育会議を閉会とする。</p>